

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
利益相反管理規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）における利益相反の管理を適切に行い、本協会の事業活動が公正に行われ、社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条〔適用範囲〕

本規程の適用者は以下の各号のすべてとする（以下「役職員」という。）。

- (1) 本協会の基本規程第21条に定める役員
 - (2) 本協会の基本規程第42条、第48条および第57条に定める委員会委員、第55条に定める分科会の構成員
 - (3) 前2号の他、本協会に職務等を委嘱された者
 - (4) 本協会の基本規程第59条に定める事務総長、事務局の職員および使用人
- 2 本協会は必要に応じて、前項以外の、本協会の事業活動に関わる者に対して、本規程の適用を求めることができるものとする。

第3条〔定義〕

本規程において、「利益相反」とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。

- (1) 役職員等が、自己または第三者のために行う本協会の事業の部類に属する取引。
- (2) 役職員等が、自己または第三者のために本協会と直接行う取引。
- (3) 本協会が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引。
- (4) 役職員等が、業務を行うにあたり、本協会の利益よりも個人または団体の利益を優先すると認められる活動、寄付、またはその他の行為。
- (5) 前4号に掲げるほか、本協会の資金分配の公益性を損なう恐れ、または社会的信頼を害する危険のある行為。

第4条〔役職員等の義務〕

本協会の役員が、利益相反に該当する、あるいは該当する可能性がある取引を行う場合には、原則として事前に理事会の承認を得るものとする。

- 2 本協会の職員、使用人および委員会委員等が利益相反に該当する、あるいは該当する可能性がある取引を行う場合には、原則として事前に専務理事の承認を得るものとする。
- 3 本協会の役職員等は、事情の変更により利益相反が生じる場合には、速やかに本協会に報告するものとする。その場合は第1項もしくは第2項に準じて承認を得るものとする。
- 4 前3項において、本協会の基本規程、諸規程により利益相反について定められている事項を優先とする。

第5条〔適切な利益相反管理〕

本協会の役職員等は、自己以外の役職員等の利益相反取引を発見した場合には、速やかに本協会に報告し、本協会において適切な利益相反管理が行われるよう勤める。

第6条〔本規程の改正〕

この利益相反管理規程の改正は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、令和4年12月15日から施行する。